

健康保険 任意継続資格取得のお手続きについて、 令和元年10月より保険証発行までの手順が変更になります。

退職日の確認できる証明書※1を添付していただくことで、以前のお勤め先や日本年金機構での資格喪失手続きの完了を待たずに保険証が発行できるようになります。



※1 ▶ 退職証明書写し ▶ 雇用保険被保険者離職票写し ▶ 資格喪失届写し など
資格喪失の事実が確認できる事業主または公的機関の証明印が押された書類

※2 証明書の添付がなくてもお手続きできますが、その際は従来の手順により、日本年金機構から資格喪失情報のデータ提供を受けてからの保険証発行となります。

※3 資格喪失日から20日以内の申請が必要です。20日を過ぎての申請は認められませんのでご注意ください。